緊急採用

令和２年度

高等学校・高等専門学校在学生対象

三重県高等学校等修学奨学金 緊急採用申込みのご案内

三重県では、学習の意欲がありながら、経済的な理由で高等学校等（高等学校及び高等専門学校）で修学することが困難な生徒に対し、無利子で奨学金の貸与を行っています。

奨学金は、卒業後に返還していただき、次の世代の人達が利用する奨学金のための資金として引き継がれていきます。

１　緊急採用とは

緊急採用は、家計が急変したなど、緊急時に奨学金の申込みができる制度です。

家計の急変とは、①父母の離婚、生計を維持する者の失業、破産、疾病又は死亡その他の事由により、その属する世帯の家計が急激に悪化した場合又は悪化することが明らかな場合、②火災又は自然災害等により、その属する世帯の家計に深刻な影響を受けることになった場合、③その属する世帯の長期間の経済的な困難の継続によって修学に困難を生じることになった場合をいいます。

２　対象者の条件（以下の全てを満たす必要があります。）

- 保護者（本人が成人の場合は本人）が三重県内に住所を有している。（保護者は連帯保証人となります。）
- 本人が高等学校等に在学している。
- 家計急変事由により世帯の収入額が一定の基準以下である。（※）
- 学習意欲があり、学業を確実に修了する見込みがある。
- 奨学金返還について保護者以外に連帯保証人を選任できる。

（※）「一定の基準」とは、およそ次のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

世帯の人数	３人以下	４人	５人	６人	７人	８人以上
対象となる収入額の上限	540 万円	650 万円	740 万円	840 万円	940 万円	1,040 万円

※　世帯の人数に祖父母等は含みません。

３　貸与金額

高等学校等の種別	修学費（月額）	修学支度費（入学時一時金）	備考
国公立	8,000 円、13,000 円、18,000 円又は 23,000 円	40,000 円又は 80,000 円	・修学支度費は１年生の4、５月採用者のみ ・修学費又は修学支度費いずれか一方のみの利用も可 ・無利子です
私　立	20,000 円、25,000 円、30,000 円又は 35,000 円	50,000 円又は 100,000 円	

４　申込方法

- 申 込 先：【県内校在学者】在学している学校、【県外校在学者】三重県教育委員会事務局
- 申込時期：随時申込みを受け付けています。
- 提出書類：申込書の他に、住民票、保護者の所得課税証明書・現在の収入がわかる書類等が必要です。

※詳しくは在学する学校（県外校在学の方は三重県教育委員会事務局）にお問い合わせください。

５　その他

- 貸与を受けた奨学金は、卒業後に返還していただきます。返還期間は 12 年以内（貸与総額が一定額以上の場合は 15 年以内又は 18 年以内）です。なお、大学等に進学された場合等には、返還猶予の申込みができます。
- 申込時に、保護者以外の連帯保証人（原則、県内在住で貸与開始月の初日現在で 65 歳以下の返済能力のある成人の方）１名が必要です。また、貸与決定後、連帯保証人の印鑑登録証明書が必要になります。

詳しい情報は、三重県教育委員会のホームページ「三重の教育」から鉛筆のバナーをクリック！

高校奨学金

お問い合わせ先：在学する学校　又は
三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学金担当
〒５１４−８５７０　三重県津市広明町１３番地
電話　０５９−２２４−２９４４（奨学金専用ダイヤル）
受付時間　８：３０～１７：００（平日のみ）